

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会会議録

日時 令和2年12月25日（金） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後1時45分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 皆川 巖
副委員長 土橋 亨
委員 浅川 力三 河西 敏郎 白壁 賢一 猪股 尚彦
渡辺 淳也 向山 憲稔 飯島 修 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事（次長事務取扱）小澤 浩
資産活用室長 小澤 浩 行政経営管理課長 保坂 一郎
森林環境部長 村松 稔 林務長 金子 景一 森林環境部次長 保坂 陽一
森林環境部技監 山田 秋津 県有林課長 小沢 武雄

議題（付託案件）

第120号 和解の件
第121号 和解の件

会議の概要

まず、前日の本特別委員会の審査において要求した資料が執行部から提出されたため、執行部からその資料についての説明を受けた後、質疑を行った。

次に、第120号和解の件並びに第121号和解の件について、及び、裁判所から澤野不動産鑑定所による鑑定意見書並びに鑑定評価書の提出を求められたことについて、それぞれ執行部から説明を受けた後、質疑を行った。また、第120号和解の件並びに第121号和解の件については、閉会中も継続して審査することが決定した。

次に、中間報告について、本会議ですべきものとし、その作成並びに委員長報告については、委員長に委任することに決定した。

主な質疑等

※12月24日の本特別委員会の審査において要求した資料について

質疑

向山委員

特別委員会の中で各委員の皆さんからいただいて、ようやくここまでたどり着いたというような気もしますけども、6月4日の、この知事を交えた会議がターニングポイントということで、この6月4日のメモ書きでちょっとわから

ないところがあるんですけども、2つ目ぐらいのポツで「現況を所与とすべきとの澤野鑑定書を受けた準備書面検討中」とありますけども、この準備書面はどうなってしまったのでしょうか。

保坂行政経営管理課長 6月4日時点で、まだ藤田弁護士の時代でございまして、準備書面を準備中でしたけれども、それについては、正式には日の目を見なかったということになっております。

向山委員 きょうは時間が余りないのでお伺いしてもあれですけど、準備書面をつくって検討をしていたけども、庁内の検討を含めて、これは使わないことになったということだと認識をしました。

その下に「鑑定をお願いしている嶋内氏には、知事の澤野意見書に対する疑問点を伝えた。(どう判断するのか?)」と。知事の疑問点というのは、どういう点があったのでしょうか。

小澤資産活用室長 この疑問点につきましては、知事のほうで澤野意見書にございます土地の基礎価格算定におきまして、借地権割合相当額を控除した価格をもとに賃料を算定しているところについて、借地権割合を控除するというのが、一般感覚としてちょっとおかしいのではないかという疑問を持たれたということがございましたので、その旨を藤田弁護士から嶋内鑑定士のほうにお伝えをしてあるということでございます。

向山委員 知事のお考えがそうだったと。庁内としてではなくて、知事のその疑問点をお伝えしたということで、よろしいですね。

小澤資産活用室長 もちろん知事の疑問でもございます。我々も知事の疑問を受けまして、それぞれの担当のほうで、いろんな判例とかそういったものを見て、確かに借地権割合を控除することについて否定している判例や、それを肯定している判例もあるということを確認しております。なかなかこのあたりの判断は難しい部分ではございますので、そういった意見があることを、県としてお伝えしたということでございます。

向山委員 これは、藤田先生、また澤野先生が、この件についてどうお考えになるのかというのもあるので、今回参考人として出ていただけませんでしたけども、調査の必要性はあるのかなと感じております。

あわせて、最後の9月30日のところ、業務完了報告書を見させていただきましたけども、私も所属をしています土木森林環境委員会が、乙黒委員長のもとで9月30日に開催されておりますけども、その日に、この不動産鑑定について少なくとも私は6回聞いています。方針転換があって不動産鑑定を行ったのかということも6回聞いてはいますが、一度もこのことについてお答えいただけなかったのは、どういう理由でしょうか。

小沢県有林課長 この報告書が届いたのが9月30日の午後でありまして、委員会に出る前には、この届いたものについて確認ができていなかったということでございます。

向山委員 先日の委員会で、9月25日に確認したという答弁をいただいているんですけど、そのそのごはどのようなものがあるのでしょうか。

小沢県有林課長 私どもが確認したのは9月30日と理解しております。

向山委員 自分の聞き間違いか、この前の委員会の質疑の中で9月25日にはこの嶋内鑑定は庁内で確認されているという答弁をいただいたと思うんですが、いかがでしょうか。

小沢県有林課長 私どもが確認できたのは9月30日と承知しております。

向山委員 この前の答弁が間違っていたのか、その認識はいかがなんでしょうか。

小沢県有林課長 その答弁の内容がちょっと確認できておりません。

向山委員 自分の記憶ではそう言ったという記憶ですか。

小沢県有林課長 恐れ入ります。どの答弁かというのがわかりましたらと思うんですが、私どもの認識としては、私の認識としては9月30日というふうに考えております。

(「議事録はあるの？」の声あり)

向山委員 この特別委員会の中で9月25日と言っています。

皆川委員長 特別委員会の議事録はないの？

深澤議事調査課長 申しわけありません。正式にはできていないです。

皆川委員長 まだできていないな。議事録はないらしいよ。

向山委員 委員会の審議の中で見解が変わるといのはどういうことなのか、ちょっと理解に苦しむところがあるんですが、もうちょっと確認をしていただいて、どちらが正しいのか、また、つじつま合わせをして期日を合わせたということはないと思いますけども、そうしたことは絶対にないという疑義を晴らしていただくことも必要かなと思います。

9月30日にその議論をしていて、何回も聞いていることに対して、そこでお答えいただけなかったということをごどのようにお考えでしょうか。もっと言うと、8月6日に知事へ報告するにあたり庁内での方向性の変更確認をしているので、委員会で、その答弁はできたと思うんですけども、委員会審議でそこに触れなかったことは、どういった理由なんでしょうか。

金子林務長 業務報告書については、私も、その委員会ときには確認をしてございませんでした。そして訴訟追行上のスケジュールがございまして、委員会は公表・公開の場でございますから、訴訟手続の中のどこで何が言えるのかといったことは、別途考えなければいけないということでございます。

渡辺委員 いただいた資料の2枚目の上から5行目で「次回期日調整中、7月14、21あたりで(足立弁護士は21日はNG)」という記載があります。以前にいただいた庁内検討経緯を見ますと、確かに6月2日に足立弁護士と顧問契約を正式に締結されていると思います。ですが、次回の期日の調整中ということは、もうこの時点で足立弁護士に訴訟委任契約を結ぶことが決定されていたという理解でよろしいですか。

保坂行政経営管理課長 昨日配付された資料において、6月2日から顧問契約となっているんですけども、6月2日から顧問契約と訴訟委任契約の両方を行っております。7月1日からという日付については、訴訟委任契約を独立して、契約をもう一つつけたということになってございます。

渡辺委員 説明がよくわかりません。6月2日で顧問契約と訴訟委任契約を締結して、7月5日で分けた理由は何ですか。

保坂行政経営管理課長 もともと藤田弁護士と一緒に訴訟をやるということをお願いしていたところなんですけれども、藤田弁護士がこの件について、合意に基づく辞任をされるということがあるので、そこで別建てに契約をして、契約金額を別でお支払いするという契約をもう一つ行いました。

渡辺委員 資料が不正確だったということですね。本来は、この顧問契約以外に足立弁護士に対してこの訴訟委任契約も締結されていた。藤田弁護士とあるいはほかの弁護士の方と一緒にかもしれないですけども、そういう事実があったということですね。

保坂行政経営管理課長 おわびして訂正いたします。6月2日から顧問契約、それから訴訟委任契約を行っております。

渡辺委員 正式に委員会に提出されたこの資料に不備の記載、あるいは意図的だとは言いませんけれども、なぜ記載しなかったのかという不可解な点が大きくありますので、委員長、これは大変重要な問題だと思いますので、注意なり、指導をしていただきたいと思います。

皆川委員長 訂正の上、再提出ですか。

渡辺委員 はい。正確なものを訂正の上、再提出を要求いたします。

皆川委員長 訂正して、再提出してください。

保坂行政経営管理課長 訂正して再提出させていただきます。

小越委員 まず、メモを私の判断で読ませてもらって、合っているか聞かせてください。「県の担当者は行管の保坂課長、宮下総括、佐藤補佐、武川さん、小澤さん。藤田弁護士、内田弁護士、桜田弁護士。次回日時調整中、7月14、21あたりで、(足立弁護士は21日はNG)。現況を所与とすべきとの澤野意見書を受けた準備書面検討中。これまでの主張を変更することになる⇒6月末ごろ知事に相談したい。(リモートでも可)。鑑定をお願いしている嶋内氏には、知事の澤野意見書に対する疑問点は伝えた。(どう判断するのか?)。次回期日には間に合わないと思うが、鑑定が出てきたら、証拠として、それに基づき主張していくことになる。早目の現地確認の段取りを！主張が変わることで、裁判官の心証は悪くなるが…」

2枚目がちょっと難しいですけども、「16時35分から。6月4日木曜日、知事レク。」

この後が読めないんですけど…。

皆川委員長 当局、読んでください。6月4日の分も。

小沢県有林課長 メモは、私が記載したものではなくて、申しわけないですが、ちょっと全部読めるかどうか…。

「原価法OK⇒利回り（4%）。知事、最有効使用を前提で…」

済みません、ちょっと確認して…。

次が、「貸した途端に値段が下がるのはおかしい。割合…」

これは、ちょっと数字がはっきりしないですけど、5とも6とも読める。

「%を権利金。権利金…」

渡辺委員 時間も限られておりますので、もう一度精査をして、打ち直して、委員にわかるように再提出をするよう、委員長にお願い申し上げたいと思います。

皆川委員長 小越委員、再提出でいいですか。

小越委員 済みません、できましたら打ち直していただきたいと思っております。それで、2枚目「富士急さんがかわいそう」と読めるんですけど、違うかな？

皆川委員長 富士観さんだよ、富士観光開発。

小越委員 「富士かんさんがかわいそう」と私は読めるんですけど、これはどなたがおっしゃって、どういう意図なのかわかりますか？

金子林務長 この会議、私も出席をしております、この辺の意図は、標準地、要は比べる場所ですね。どこを標準にして賃料を計算するかというところで、適正化調査で使っていたところが、その開発見込み地の森林ということで、富士観さんと、たしか富士急さんが同じ場所を使っていたと思うんですね。それは片やスキー場というか、そういうところと別荘地では条件が大分違うんで、それを同じにするのはかわいそうじゃないかというようなことだったのではないかと思います。

小越委員 一つ一つやっていくと、そこに『要検』と書いてあるから、誰がしゃべったのか、誰が要検討なのかわからない。最後に「フェアにやってほしい」と。フェアというのは、この人とこの人がフェアじゃないから、どっちかが不公平じゃないかということ、誰か意図して言っていると思うんですけど、どういう意図ですか。

金子林務長 これは適正にやってくださいと、予見を持たずに適正にやってくださいという意味だと思います。

小越委員 やっぱり、これじゃわからないです。「意味だと思います」って、林務長はそこに出席していたんでしょう？出席していたんだから、誰がしゃべって、どういう意図なのか、その会議を取り仕切っている林務長が「わかりません」とか「そうだと思います」とか、県庁組織ってこういうところ？

このわずか2枚のペーパーで、県有林の100年の歴史が変わるんですか。こんな組織、どこの会社だってないですよ。私たちの、議会運営委員会の会議だって、ちゃんとレジュメをつくってくるじゃないですか。その後に決めるじゃないですか。山梨県の県有林の100年が、このたった2枚で決まったんですか。とんでもないですよ、そんなの。そんなこと絶対にあり得ない。

私がきのう聞いたら、きのうの検討経過、7月29日、適正な価格にて賃料、

ここから始めたと言っていますよね。このメモには、このときの経過が全くないんですよ。いきなりことしの6月だけど、去年の7月に知事就任から、知事室で適正な価格に賃料を下げて、これがありますよね。ここはどういう立場でやっていたのか。県有林課とすると、従来どおりでいったほうがいいんじゃないかという、知事レクをやっていたのか、それとも、もっとこのときから、これは方針転換すべきだということをやっていたのか。そこの経過がない。どうしてないんですか。このときのメモは何もないということ？

小沢県有林課長 本日提出しました資料は、24日付で資料要求のあった①、②に関する資料ということで御用意させていただきました。

小越委員 ということは、その前からのメモもあるんですね。ターニングポイントというか、その前にいろいろ論議をしたと。ここで大きく方向転換をする前に、いろいろ県庁内で論議があったと。

きのう細田弁護士が言うには、細田弁護士のときには、そんな話はみんなで共有してやっており、決裁もちゃんととって、今までどおりやっていた。県有林課もそう言っていた。僕ときはそうしていた、という話があったんです。

その話から、7月29日、もっと前かもしれませんが、そのメモを。でも、メモを書き直されては困るから、メモとちゃんとした文書と両方出していたかないと、どうしてこうなったのか経過がわからない。

知事が言ったから変えたのか、県有林課がおかしいと思ったからか。今までの過去の話は、全部バツになるのか。そこは、皆さんがずっとこの間に携わってきて、自信をもってやってきたことを、一言言われたら変わるような、そんなことですか。違うでしょう。きっと、密な論議があったに違いないと、私は思いたい。

だから、それを出していただきたい。そうしないと今回のことがいいのか悪いのか、今後100年、200年の県有林に、議会としても責任を負っていかなければならないわけですから、たった2枚で「これでございます」なんて、そんな組織ないですよ。ぜひ、この経過を明らかにしていただきたいということを、ぜひお願いしたい。

もう一つ聞きたいのが、この嶋内鑑定士には330万円ですけれども、澤野鑑定士にもお金を出していますよね？たしか、300万円か330万円でしたっけ。

小沢県有林課長 鑑定意見書の額につきましては561万円でございます。

飯島委員 今、渡辺委員と小越委員から発言がありました。私も「メモでも結構ですから」という言い方で資料請求をして、出していただいたことは感謝申し上げますが、やはりちょっと読解が厳しいので、追加のメモがあれば、それも出していただきながら、打ち直した原本と読み合わせ、打ち直しをしたものと、それから誰の発言かということもあわせて提出していただければ、今後の議論もスムーズにいくかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

皆川委員長 飯島委員の要求ですけど、当局よろしいですか。
資料要求がありましたけれども、委員会として執行部に要求いたしますか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 異議なしということで、よろしくお願ひします。

向山委員

今、議会事務局のほうで取り寄せていただいて、12月10日の特別委員会の渡辺委員の質問で、「普通であれば鑑定書があつてと思うが、県のほうで嶋内鑑定を確認したのはいつですか」と。小沢課長のほうから、「今回の鑑定につきましては、完成日9月23日となっております」と。その後、渡辺委員が「9月23日に鑑定した鑑定書なのに、8月12日にはもう変更しているのですよね。この訴訟追行の変更について大きく大転換した理由は何ですか」と。金子林務長が「先ほど来申し上げますように、この鑑定書自体は、これをもって主張変更しているわけではなく、それを裏づけるものでございまして、その前の法的議論の中で、237条第2項の適正な対価でない。逆に言うと、今までの山林原野を基礎とした算定が適正でなかったということが明確になってしまったので、そこで主張を転換しているということでございます」ということですので、9月30日の時点では、主張転換もされている。なおかつ不動産鑑定書も確認をしているということで、さっき25日と言っていましたけれども、9月23日に確認をしています。確認をしているという答弁をいただいています。

小沢県有林課長 9月23日に確認しているという答弁だったと思います。それは完成の日でありまして、確認したのは9月30日でございます。鑑定書の日付が9月23日というものでございます。

※第120号和解の件並びに第121号和解の件について

質疑

河西委員

2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、報道によりますと、原告の訴訟代理人が和解について期限を設けないということでありまして、これが真実かどうか。

それとこれも報道によるわけですが、24日に行われた、甲府地裁での住民訴訟の口頭弁論におきまして、鈴木裁判長から県側の代理人弁護士に、地裁から和解勧告はしていないという発言があったとのことでありまして、これも真実かどうか。もし真実であったとする場合であるならば、これは知事の提案理由の説明と大変違うわけでありまして、これは重大なことだと思います。そういう意味で、もしこれが真実であれば、この議案を撤回するのか、それともまたこの疑義のあるまま審査するのかお聞きします。

市川総務部長

まず1点目でございます。原告の意向、私どもも報道を承知してございます。報道を見て、すぐに訴訟代理人を通じまして、原告の意向を確認しました。その上で、先方の訴訟代理人の回答書によりますと、原告本人に報告したところ、原告本人としては、以前私が紹介したものですけれども、「令和2年12月7日付、回答書のとおり、本議会においては本和解案が承認いただけないのであれば、本和解案の受け入れを白紙に戻すとの考えに変わりはないとのことであった」というような回答を文書でいただいております。これは昨夜の話でございます。

2点目でございます。こちらも訴訟代理人である足立弁護士にも確認した上での御答弁でございます。昨日、口頭弁論におきまして、裁判長から、裁判所は和解の手続をしていないとの御発言がありました。この発言につきましては、まず1点目としまして、裁判所は和解勧告という意味での民事訴訟法89条の和解の試みまではしていないと。2点目として、11月の口頭弁論期日、先月の口頭弁論期日後に行われた進行協議において、正式な期日として設定されたものではなく、裁判長が出席していないので、裁判所によるものではないと、このような趣旨で裁判長は御発言されたと私どもとしては理解しております。

事実関係を申し上げますと、11月の口頭弁論の期日の際に、裁判長から「この後、別室で今後の進行について協議する。私は別件で出席できないので、右陪席裁判官と左陪席裁判官の2名に担当させる」との発言があったと。実際、その日の後、別室において、右陪席裁判官及び左陪席裁判官から、まず被告に対して、和解の意向や和解条項案に関する確認がありまして、被告が退席した後、今度は原告に対し、和解の意向や和解条項に関する確認があったと。

このように、実際に裁判官の関与のもとで、具体的な和解に向けたやりとりがなされてございます。提案理由におけます裁判所からの和解の試みとは、裁判手続において裁判官の関与のもとで和解に向けた協議があったという趣旨でございまして、提案理由が事実と異なるということではございません。

河西委員

和解についての期限は設けないと訴訟代理人が言ったということですが、じゃこの訴訟代理人はうそを、うそというんですか、あれはおかしいですよ。今、部長が言っていることと、訴訟代理人が言っていることと違うということですか。

市川総務部長

済みません、取材の際に、報道機関とどういうやりとりがあったのかということ、ちょっと私のほうからコメントはできませんが、その後に原告本人に確認した答えが、今のおりでございますので、これが最も正しい答え、原告の考えだと御理解いただきたいと思います。

(「関連、関連」の声あり)

向山委員

和解案については、言うならば、原告訴訟代理人の方が伝えたものを報道機関が間違っただけで伝えたという認識でいいのか、あるいは、原告訴訟代理人自体が間違っていたのか、どちらでしょうか。

市川総務部長

済みません、先ほど申し上げたとおり、ちょっと報道機関と原告の訴訟代理人とのやりとりについてはコメントする立場にはないので、そこは控えさせていただきます。

向山委員

もう一つ、裁判所のほうですけども、今の内容で確認したいんですけども、自分も新聞の記事、報道等でしか知りませんが、「裁判所としては和解を進めていない」と鈴木裁判長が語気を強めておっしゃったと。裁判長は「和解は原告と被告の間でしたのではないか。どうして議会に提出する書面に事実と違うことを書くのか」とおっしゃっています。

今の総務部長の答弁は、事実と違うことは書いていないと。裁判長の言っていることが間違っているということではよろしいでしょうか。

市川総務部長

私は、裁判長の言葉が間違っているとか、そういうことを言うつもりはござ

いませんし、私はそんな立場、権限もございません。ただ、この提案理由説明において書いてある、裁判所から和解の試みがなされたので和解することとしたいということについては事実でございますということを申し上げたかったわけです。

向山委員 言い方を変えます。この裁判長は「どうして議会に提出する書面に事実と違うことを書くのか」と強い口調で迫って、県側の弁護士は最終的に「誤解だった」と述べたと。この弁護士の「誤解だった」という表現も総務部長は違うとお考えでしょうか。

市川総務部長 済みません、そこのやりとりまでは弁護士に確認しておりませんが、少なくとも私どもとしては、ここの「裁判所から和解の試みがなされたので」ということについては、裁判所の裁判官と書くべきなのか、ちょっとよくわかりませんが、少なくとも裁判所の裁判官が関与しているのは事実でありますので、そこは正しいと思っております。

向山委員 要は県側の弁護士が「誤解だった」というふうに新聞記事で言っているんですけども、県側にはどのように説明しているんでしょうか。誤解でした、済みませんでしたとおっしゃっているんでしょうか。

市川総務部長 それは聞いていません。

向山委員 わかりました。じゃ、ここで審議をやっているんで、これは新聞記者が取材に応じたものではなくて、口頭弁論の中でのやりとりであったということを知っていますので、その裁判記録を取り寄せて、また今の総務部長の見解が正しいのか、これは、かなり重要な問題だと思います。裁判長が言っていることが違うのか、県の見解が違うのか、ここがわからないと、この和解案自体の根幹を揺るがすことになると思いますので、確認をしたいと思います。

市川総務部長 済みません、私どもが原告と交渉していて和解を進めているという、この事実は全く変わらないわけでございます。その上で、その裁判官が関与しているのも事実でございます。

向山委員 裁判所じゃなくて裁判官がということね。

市川総務部長 いえいえ、裁判所の裁判官なんですけど、ここは事実でございます。今の委員の御指摘で「根幹にかかわる」というところが理解できませんでしたので、申し上げたかったんですけれども、その事実は異なるものではございません。

向山委員 その意味でいくと、自分の勝手な解釈でありますけれども、今回裁判長が言ったのは、「裁判所から」という言い方は、3人の合議制で行っている以上は、右陪席、左陪席ではなくて、裁判長を含め和解期日を設けて、そこで和解をしなければ、「裁判所から」という文言は使えないんじゃないですかということで、「事実と違うことは書かないでいただきたい」と言ったと、私は承知をしています。その認識を、総務部長は「違う」と言う。この書いてあることは「裁判所」と書いてあるので、裁判所が「言っていることは違います」と私は捉えたので、裁判記録を捉えて、しっかり確認をしなければ。裁判所がやっていることに対して、県がきちんと反論をするのであれば、文書を通じて反論すべきだと思います。

市川総務部長 「裁判所」という法律上の言葉と、いわゆるいろんな意味での場所とか建物とか、いろんな意味での「裁判所」というものがあるかと思うんですけども、法律に沿って、今、委員がおっしゃったように、私もさっき裁判長のその趣旨として、弁護士の受けとめとして、正式な期日ではなく、裁判長が出席していないので、法律上の「裁判所」によるものではないというような趣旨だということは理解しています。これは申し上げたとおりでございます。

その上で、その法律上の「裁判所」ということを、この提案理由説明の中で書いたか書かなかったかという話だと思っております。

向山委員 総務部長の主張はすごくわかるんです。県側の主張が正しいと言うのであれば、逆に言うと、鈴木裁判長が「どうして議会に提出する書面に事実と違うことを書くのか」と、ここに対して県としてきちんと反論をして抗議をしなきゃいけないんです。それはなぜかという、県が言っていることが正しいのであれば、裁判所が、県が間違っているように陥れているわけですよ。これは嚴重に抗議する必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

市川総務部長 先ほど申し上げたとおり、裁判長の言葉に対して私が云々するという権限はございません。ただ、県として出す文書として、裁判所の裁判官の関与のもとでやったということは事実なわけですから、その事実に基づいて、この「裁判所から」という言葉を書かせていただいたということです。

向山委員 総務部長に言っているわけじゃないんですよ。これは山梨県の行政体として、この重大な和解案を、県議会に提出したことに対して、裁判長が「事実と違うものを書くのか」と言っているわけです。これに対して、裁判長の認識が違っていたら、県としてしっかり反論しなければ、県民に対する説明責任にならないと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

市川総務部長 裁判長が私どもの文書の中身について、どのように受けとめるかということについては、ちょっと私どもも、そこまで裁判長の権限が及ぶのか、ちょっとよくわからないんですけども、ただ、それは私ども、抗議するような相手なのかどうなのかということもありますし、私どもは私どもとして自分たちの文書に対しては責任持ってこのように書いてあるわけですから、聞かればいつでも答えます。でも、それは幾ら、いろんな方がおっしゃっても、それは一々それに対して抗議するようなものではなくて、疑念があるのであれば、私どもの文書ですから、責任持ってその内容について御説明申し上げます。それで十分だと思います。

白壁委員 裁判も要らない、被告と原告で話し合えばいい、というのが県の捉え方だよ。裁判官というのは大したものじゃなくて、争い事があっても自分たちでやるもんだという考え方がもともとあるからね。

いずれにしても、今、向山委員が言っていることは、新聞に出ていることだけだよ。ぜひこれ、弁護士が職権でとれるんで、送ってもらえるんで、ぜひこの議事録の資料を要求する。きのうのだから上がっていると思うから。これを見ないと、もしかすると新聞が恣意的に、ちょっと間違っただけを書いているかもしれない。

その文面だけじゃ、語気が強いかわかりませんが、これはわからないけども。だけど内容が欲しいよね。どういうやりとりで、どういうことを裁判官が訴訟代理人に言ったのかということが知りたい。これがわかると「ちょっと違うね」と

か「これは合っているね」という話になるんだよ。我々が行っても閲覧はできるんだけど、我々には訴訟代理人という人がいないから、ぜひ、県のほうから県の訴訟代理人の方に資料要求をお願いして、出していただきたい。

皆川委員長 各委員に申し上げます。ただいま白壁委員から要求がありました、12月24日口頭弁論記録の資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 では、執行部、いいですか。
委員会として要求します。

浅川委員 ちょっと似たような話だけど、きのう参考人として関弁護士が見えて、この議案の提案していることが無効のような質問があったんじゃないかなど。時間がなかったから、私は質問できなかったけど、ちょっとそれなりに感じましたので、これは執行部に聞く話じゃないから、ぜひきのうの部分で、そんなことを私はちょっと感じたんだけど、時間切れでしたから、これは何らかの形で。

皆川委員長 何が無効？

浅川委員 議事録でも何でもいいけど。

向山委員 多分このやりとりがあったから無効じゃないかみたいなことに、浅川委員はとったんじゃないですか。

浅川委員 うん。この発議がね。それはちょっと、弁護士に言われる…。

白壁委員 テレビか何かで言ったということ？新聞か何かで言ったということ？

浅川委員 いやいや。きのう…。

向山委員 参考人が来たときに、浅川委員はそういうふうに捉えられたという。

浅川委員 ちょっと、そんなふうに感じたから、これちょっと調べてください。

土橋副委員長 そもそも裁判所は和解を促していないと言ったんだよな、関弁護士が。

皆川委員長 そう言ったの？

向山委員 そうそう、それを言いました。そういうような言い方をしていました。

皆川委員長 無効って何なの？

桜本議長 これが、提案理由が成り立たないということを言っているわけだと。

皆川委員長 ああ、そういうこと。

桜本議長 そういうことですかね。この提案理由が成り立たないと。

- 皆川委員長 提案理由が成り立たないって言うことを言っているわけ？
- 浅川委員 いや、それに多分近いことを言っていたけど、もう時間がなかったの。
- 皆川委員長 どうでしょうか、この問題。
- 白壁委員 いずれにしても、証拠書類を出してもらえれば、それを見ればどういうことなのかということが少しは見えるよ。
- 皆川委員長 総務部長、今の浅川委員の発言を聞いていました？これは提案理由が成り立たないというんですけど。
- 市川総務部長 済みません、先ほど申し上げたとおり、「裁判所」と私は提案理由の中で書かせていただいたのが「裁判所の裁判官」と書くべきなのか、そこも含めて裁判所なのかということは聞かればお答えできるわけです。裁判所の裁判官が行っているということですので、提案理由として間違っているとは思ってございません。
- 富士急行さんの御見解に対しては、いろんな御指摘があろうかと思いますが、私どもとしては当然成り立っている前提のもとで書かせていただいておりますので、そのように委員の皆様には御理解いただきたいと思っております。
- 皆川委員長 ちょっと調査…。
- 浅川委員 執行部は答弁できないよ。いなかったから。
- 皆川委員長 いなかった？
- 浅川委員 うん、きのうは。
- 向山委員 参考人に聞いているから。
- 浅川委員 参考人の中で、関弁護士がそのような類いのことを言ったんじゃないかと。だから、時間がなかったから質問できなかったけど、それは関弁護士の部分を、記述をちょっともう一回調べてほしい。
- 皆川委員長 記述してあったかな、参考人ののは。
- 浅川委員 議事録はあるでしょう？
- 皆川委員長 議事録はこれからつくるけど、すぐにはちょっとできないでしょうから。
- 浅川委員 早いところやってください。
- 皆川委員長 じゃ、後ほど関弁護士の議事録を、ということでもいいですか。
- 小越委員 先ほどの和解の話と一緒に原告側に確認したら、和解は今回議案が通らなかつたら白紙に戻すと、たしか言って。ということは、前回追加の提案が出たときと同じように、今回議決しなかつたら、山本元知事、横内元知事、全部含め

てのところに戻すという意味なのか、第120号議案と第121号議案とありますよね、どっちに戻すということですか。第120号議案も第121号議案も関係なく、一番最初に戻すということを原告は言っているのか。

市川総務部長 もともと、この「本議会において和解が承認いただけないのであれば」云々というのは第120号議案の際から原告が主張していたものでございます。その後、私ども再交渉いたしまして、15日に提出させていただいた第121号議案、これが私どもと原告との間で存在する和解案でございます。議会におかれては、撤回の御承認をいただけなかったんですけども、私どもと原告との間では、第121号議案がその和解案でございます。その和解案についても、同じように「本議会において本和解案が承認いただけないのであれば」云々というのは同じだと、考えは同じだと聞いておりますので、そこは原告との間で第121号議案、そして原告の意向として「第121号議案が本議会において、和解案が承認いただけないのであれば白紙に戻す」ということでございます。「一番最初」の意味は、ちょっとよくわかりませんが。

小越委員 第121号議案は、山本元知事と横内元知事を除きましたよね。そうではなくて、今の話でいくと、もっと前の住民訴訟で訴えた、82億だかの請求、そこに戻すということなんですか。白紙に戻すということは、原告として、そこも追及するよということなのか。

市川総務部長 白紙に戻して訴訟を続けていくというような意向はありますけれども、少なくとも、この御議決いただければ、この和解案を白紙に戻すということでございます。

皆川委員長 「もと」という意味がわかんないよ。「もと」がどこかと。

市川総務部長 白紙に戻すことなので、和解案をなかったものにするということですよ。

皆川委員長 訴訟に戻すということだね。

小越委員 もとへ戻すって、全部でしょう。

皆川委員長 訴訟に戻すんだよね。

市川総務部長 はい。その後、どういうふうに私どもが交渉していくかという話はもちろんあるんですけども。いずれにしても、今原告が示している意向はそのような形になっています。

小越委員 きのういらっしゃった足立弁護士、代理人と原告とで、全然話が違うんですけど、きっと総務部長は、和解のことも、あの弁護士から聞いて、この文書を書いたと思うんですよね。だけど、弁護士さんの言っていることと、こんなにそごがあるということは、きのうの裁判に、県の職員がついていったと思うんですよね。どういう情報交換をされているのか、ちょっと心配になってくるんですけど、大きなところが最後になって全然違う話になっているんですけど、訴訟弁護人とちゃんと話がついているんですか。

原告側に、この前はお願いだからこうしてくれとやったと思うんですけど、今回は交渉もしなかったということですね。

市川総務部長 弁護士とは連絡を取り合っております。和解案が承認されなければ、原告として和解に応じることを白紙撤回するとのことでしたが、少しお待ちいただくことはできないでしょうかという回答が、先ほどの回答でございます。

白壁委員 ちょっと違う方向へ行っているんだけど、結果的には、この第120号議案、第121号議案が今上程されている。これ自体、さっき向山委員が言っているとおりで、いわゆる虚偽的なもの、認識の違いというところでおさめられるかなというぐらい重要なところなの。だから、これが出てくると、この第120号議案と第121号議案は成立しない、この和解案自体が成立しないという話なんだよ。当然のごとく成立したら取り下げというんだけど、成立しなければ自然消滅なんだよ。そうすると、またもとへ戻るということなんだよ。
そうすると、今、小越委員が言っているようなことが、今度重要になってくる。その前の段階の、向山委員の指摘のほうが先なんで、ここをちゃんと白黒つけないとならない。

渡辺委員 確認ですけれども、この第121号議案の提案理由を読みますけれども、「裁判所から民事訴訟法第89条の規定により和解の試みがなされたので、和解することとしたい」と明確に記載されておりますが、これは真実だと総務部長はおっしゃるんですか。

市川総務部長 そのとおりです。真実だと思っています。

渡辺委員 通常、この「裁判所」という記載を議会として説明を受けたら、建物の裁判所なんてことは考えません、そして、右陪席と左陪席と話をしたからとは思いません。裁判長がいて3者の合議体で裁判所ですので、この3者の合議体である裁判所から、和解の試みがなされた和我々は捉えます。
ところが、この新聞報道を見ますと、裁判長は和解の試みなどしていないとおっしゃっています。ここには、大きなそごがあります。そこをどう考えていらっしゃるんですか。

市川総務部長 先ほども御答弁申し上げたとおり、ここに書いてある「裁判所」とは一体何なのかというような疑義が生じているのであれば、私どもとしてはきちんと御説明しますし、今まさにしているところでございます。

皆川委員長 裁判所は、そういう捉え方をしている？

市川総務部長 裁判所の裁判官関与のもとで協議が行われているという事実に基づいて「裁判所から」と書いています。

渡辺委員 ですから、裁判長は「裁判所からの和解の試みはされていない」と明確に訴訟の中で、口頭弁論の中で、法廷の中で言っているわけです。

皆川委員長 これは非常に重要なところなので、さっき資料要求した裁判記録ですね。記録を取り寄せて、それを見ないと進まない。いつまでに取り寄せられますか。

市川総務部長 済みません、ちょっと裁判所のほうから資料を取り寄せるということになりますと、相手がいる話なので、私どもとしては、いつまでにとできるとお約束することができません。

皆川委員長 閲覧は誰でもできる？

市川総務部長 大体の運用上ですと、調書をとるまでには10日ほどかかると聞いています。

皆川委員長 10日？

市川総務部長 ええ、大体ですけれども。

皆川委員長 10日が出るね？

白壁委員 きのうのやつは？

(「ちょっと同じことで」の声あり)

土橋副委員長 先ほど総務部長の答弁にもありましたけど、我々新聞を読むと、新聞を信じちゃうんですけど、新聞では、原告側の代理人弁護士は、同日の取材に「検討の余地がある」と。要するに和解案が議決されなければ、和解案に応じない方針を示していたけど、検討の余地があると述べ、和解に期限を設けない考えを示したと、しっかりここに書いてあるんだよね。

(「間違っている」の声あり)

土橋副委員長 これが間違っているということで、じゃ新聞が間違っている？

(「そういうこと、新聞が間違っている」の声あり)

(「動議」の声あり)

白壁委員 そっちの方向へ行かないで、今言っているところの一番重要なところをちゃんと決めてやってもらいたいと思います。そこを皆さんにお諮りください。

皆川委員長 暫時休憩します。

※12月24日の第13回口頭弁論期日について

質疑

皆川委員長 会議を再開いたします。

裁判記録につきましては、10日ほど作成まで時間がかかるとのことでありますので、昨日口頭弁論に出席した職員から、その様子を聴取することといたします。

県有林課総括課長補佐、大森栄治さん、それから行政経営管理課法制・訟務担当課長補佐、佐藤晃一さん。

先に大森栄治さんから、昨日の口頭弁論に出席したときの様子をお話してくだ

さい。

大森県有林課総括課長補佐 県有林課の大森といいます。きのう午後3時から甲府地裁で開かれました第13回口頭弁論期日に出席してまいりました。

きのうは、あらかじめ被告側から出した事前準備書面の確認、補助参加人から出された、きのう即日出されたということで県はまだ内容を確認していませんが、そちらのほうの確認。あと議会への提案について、今手元にないんですけども、記憶の限りでは、裁判長のほうから、我々被告の代理人である弁護士に対して、その辺の内容の確認がされたということを記憶しております。

皆川委員長 それじゃなくて、裁判長の言った発言。

大森県有林課総括課長補佐 裁判長からは、補助参加人の出された証拠書をもとに発言をされておりましたので、どういうものを出されたのかわかりませんが…。

皆川委員長 そういうことを聞いているんじゃないんだな。

佐藤行政経営管理課法制・訟務担当課長補佐 行政経営管理課の佐藤と申します。

昨日の口頭弁論記述の冒頭で、鈴木裁判長から、被告代理人である足立弁護士に対して、補助参加人が提出した書類の一部に和解の議案が添付されていたということで、その提案理由につきまして「裁判所の和解の試み」とあるが、どういう趣旨かというような問いかけがあって、そういうことをやった覚えはないと。裁判所としてやっていないじゃないかというような発言がございました。それに対して、被告代理人の足立弁護士からは、前回の口頭弁論期日の後に進行協議というところで「裁判の和解について」の話のやりとりがあったということで、そういう提案理由になっているんじゃないかというような回答をさせていただいたところです。

それに対して、鈴木裁判長は、和解の勧告というようなことだという、言葉の印象なんですけれども、勧告自体を裁判所はやっていないんじゃないかということに対して、裁判所の手続の中で和解の話が進められたということではないかというような回答をしたところです。

向山委員 ちょっと確認をしたいのは、新聞に書いてあることで違うことがあれば言ってください。新聞に書いてあることが合っていればオーケーです。

これで、この質問は終わりなんですけど、「鈴木裁判長は『裁判所が和解を進めたかのように読める』と指摘した。県側弁護士は『11月10日の前回弁論後に、原告と今後の訴訟進行を話しあった際、鈴木裁判長を除く裁判官2人が同席したことを念頭に、進行協議の中で（話を）したと思うが』と反論した。鈴木裁判長は、『私は同席しておらず、正式な進行協議の期日は開いていない』と指摘し、『和解は原告と被告の間でしたのではないか、どうして議会に提出する書面に事実と違うことを書くのか』などと強い口調で迫った。県側の弁護士は最終的に『誤解だった』と述べた。」

この部分で間違っているところがあるかないか、そこだけでお答えください。

佐藤行政経営管理課法制・訟務担当課長補佐 細かな部分、やりとりというところについては、ちょっと記憶がないんですけども、おおむねそういったやりとりがあったということで間違いないかと思えます。

向山委員 ありがとうございます。

皆川委員長 大森さん、答えられますか。

大森県有林課総括課長補佐 佐藤補佐と同じ意見でございます。

皆川委員長 向山委員、いい？

向山委員 確認できました。

皆川委員長 確認できたね。
お二人は退出して結構です。ありがとうございました。

※第120号和解の件並びに第121号和解の件について

質疑

向山委員 先ほど総務部長は「誤解だったというところを確認できていない」ということだったので、今で確認できました。県側の訴訟代理人は「最終的に誤解だった」と述べていますけども、その上で、今回は誤解から生まれた提案理由ということでよろしいでしょうか。

市川総務部長 この提案理由については、私どもは正しいと思っております。訴訟代理人の足立弁護士が今継続している訴訟を迫りしていく上で、裁判長の発言に対してどこまで争うかというのは、高度な判断が必要だと思っております。私どもは事実に基づいて、この提案理由を書かせていただいておりますので、この提案理由は誤解に基づくものでもないです。

向山委員 であれば、その裁判の中で、足立弁護士が「誤解だった」ということについては、その発言は誤りだということよろしいでしょうか。

市川総務部長 済みません先ほども渡辺委員の御指摘にもありましたけれども、その法律上の裁判所の考え方、こういったことをどう捉えるのかということにもかかわってこようかと思っております。そこについて、法律上の議論が昨日の口頭弁論の中でなされているのであれば、どこまで法律上の解釈として、その裁判長の指摘と、その訴訟代理人である足立弁護士の指摘の認識の違いがあったのかということについては、私どもとしてはなかなか評価しづらいところがあるんですが、先ほど答弁したとおり、裁判所の裁判官の関与のもとにやっていることは事実ですので、提案理由説明としては、その事実に基づいて書かせていただきました。

向山委員 確認をしますけども、総務部長も森林環境部長も林務長も、この提案理由をしたときに、裁判長は関与していなくて、左陪席、右陪席の裁判官が関与をして、この法案が提出されたという認識で、これを提案されたというのを断言できますか。御三人言ってください。

市川総務部長 この提案理由説明につきましては、提出に当たって足立弁護士の確認をとっております。私どもとしては、それをもってこの提案理由説明を確認しました。きのうの口頭弁論があったので、私どもが改めて足立弁護士に確認したところ、そういう事実ですということでございます。

村松森林環境部長 私といたしましても、この訴訟の追行につきましては、代理人弁護士に委任しているところでございますので、代理人弁護士からの申し出を受けて、このような形で議案を提出させていただいているということでございます。

金子林務長 同様でございます。

向山委員 今、確認ができました。御三方ともこの提案理由のときには、裁判長が、ここに関与している右陪席、左陪席で関与しているということ認識せずに、足立弁護士からだけ聞いていたということがわかりました。

であれば、普通、「裁判所から」と書けば、裁判所を建物で考える人は、ほばいないと思います。裁判長を含めた合議体として、和解期日を設けて、和解の申し出があって、そこに対して話をきて、議会に出てきているものだと普通は考えます。そうであった中でこの議論があるのに、その根幹が崩れているということが、この大きな問題で、ここまで今話をしているんですけども、そうであったとしても、この裁判所という意味合いは変わらない。それでもこれで押し通すという考えでよろしいのでしょうか。

市川総務部長 私も、その口頭弁論のやりとりの話をきのう知ったものですから、改めて確認をしました。もちろん、先ほど話もありましたように、訴訟代理人に訴訟追行は委任しておりますので、そこは信じながら、確認をとりながら、この提案理由説明をしていると。きのうの口頭弁論のやりとりがあったので確認したところ、それだったら改めて間違いないねということ確認したので、先ほど私が答弁したとおりの答えになったということです。

向山委員 わかりました。何度やってもしようがないんですけど、県として、今回のこの提案理由が事実であって、問題がないということであれば、正々堂々と裁判所に対して抗議をするべきです。なぜかという、裁判所が「どうして議会に提出する書面に事実と違うことを書くのか」と、山梨県を痛烈に批判しています。事実と違うことを書いていないのであれば、正々堂々と裁判所及び法務省に対して、長崎知事名で抗議文を出すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

市川総務部長 先ほど答弁したとおりでございますけれども、そういった考えは持ち合わせておりません。

向山委員 なぜでしょうか。裁判所が事実と違うことを言っているのに、なぜ県として抗議しないのでしょうか。

市川総務部長 先ほども、報道の指摘とか、裁判長がこの議会と執行部との間における指摘とか、そういったことに一々お答えするということは、私どもは、少なくとも事務という執行部の書いた文書ですから、それは執行部が責任を持って、その文書の内容について答弁すれば済む話であって、それに対して一々反論するということは望ましいとは思っておりません。

向山委員 逆に言いますけれども、裁判所の中でやるのであれば、裁判所の中できちんと

この協議を進めるのであれば、この「誤解だった」という被告訴訟代理人の発言の訂正をしていただきたいと思います。誤解ではなく、正々堂々と山梨県として、この提案理由をもって和解が正しいと思ってやっさと、足立弁護士に、裁判長に法廷の場で正々堂々と抗議をしていただきたいと思います。

市川総務部長 先ほどの話で、この訴訟はまだ継続しているところでございます。裁判長に対してそのような指摘を訴訟代理人からすることにどこまで意味があるのかということについては、高度な判断が求められると思っております。そこがその根幹というような御指摘もありますけれども、先ほど来、繰り返しておりますように、この提案理由については執行部が議会に対してお願いしているものでございますので、まさに今、この場で私が、この文書の意味を伝えているわけですから、それで十分だと思っております。

向山委員 総務部長、大変恐縮ですけれども、言わせていただきます。意味があるのかというのは、総務部長が判断されることではありません。裁判所の中で、山梨県が行ったことに対して事実と違うことを書くことと批判をされているというのは、イコール、山梨県が批判されていることであり、山梨県民が批判されているんです。そこに対して意味があるのかというのは、個人的な感想であっても言うてはいけないと思います。そこに対して、二元代表制の一翼である山梨県議会が、事実と違うならしっかりと訂正をして裁判所に申し入れるべきだということを、なぜとめる必要があるんでしょうか。それは山梨県民に対して失礼ですよ。

市川総務部長 ちょっと答弁がいろいろ繰り返しになって恐縮ですけれども、先ほどの、誤解があったという話につきましては、法律上どこまでその厳格な言葉の使いわけをなされているのかということで、訴訟代理人が、その裁判長が言う意味であるところの和解勧告ということではなかったということが想定されるわけです。それに対して、それはそれで、法律上の解釈として誤解だったのかもしれないです。ただ、私どもが議案として提出する提案理由としては、先ほども言ったような右陪席裁判官とか、裁判官がしっかり関与したもとの和解がなされたので、こういった形で提案理由として書かれていても、問題はないと思っておりますので、そこは法律上の解釈が今直ちに、先ほど申し上げましたが、裁判長が「間違っている」と言っているわけではないので、そこはちょっと誤解ないようにしていただきたいと思います。

白壁委員 きこのうの段階の情報が全部流れて、準備万端、術中にはまっている。ここでちょっと休憩をしていただきたいと思います。この辺で一旦切っていただいて、再開は午後なら午後にしていただきたいと思っております。今の状況だと、もう準備万端、術中にはまっている。これから我々がどういうふうにするかというのは想定の範囲だよ。ということは、プロパガンダに入っちゃう。我々がここでやっていることが悪いことだと。休憩してください。

皆川委員長 暫時休憩いたします。再開は午後1時です。

内容（一部抜粋）について

説明

深澤議事調査課長 事務局から失礼いたします。

午前中、浅川委員から、昨日の参考人招致の中で関理秀弁護士からお話がありました部分の会議録についてのお話がありました。こちらは正式な会議録ではなく、事務局が起こしたものですので、まだこの段階では誤字脱字、それから内容に不確かなところがあることを御了承ください。一部読ませていただきます。

「また、裁判所が、県が負けるかもしれないというふうに言ったかのような説明をされているように賜っているんですけども、そのようなことは少なくとも公開の法廷において、裁判所が発言したことは一度もございません。それから、きょう実は、御承知かもしれませんが、3時から口頭弁論がございました。それで我々のほうから、皆さん方にお出しいただいている、私ども第120号議案しか手元になかったものですから、第120号議案を証拠として提出をさせていただきました。ところが、そこに提案理由としてこのように書かれてございます。「裁判所から民事訴訟法89条の規定により和解の試みがなされたので、和解することとしたい」。このように書かれてございますけれども、裁判長から本日期日において、「裁判所として和解の勧奨をしたことはないですよ」と。「和解の勧奨をしていないのに、このように議会に説明をされるということ、事実と異なる説明を議会にされていらっしゃるのではないですか」という御指摘がございました。被告代理人のほうでは、一定の説明をされておられましたけれども、我々としては、裁判長としては事実と異なる提案がなされたということを指摘されているんだなというふうに思っておったところでございます。この点につきましては、ちょっと我々のほうではわかりかねるところもございますが、そのような御指摘があったことを、ここで申し添えさせていただければというふうに思っております。」

以上でございます。

※資料「12月17日 資料要求1 住民訴訟に関する庁内検討経緯」の訂正について

説明

皆川委員長 午前の審査の中で要求いたしました資料について、お手元に配付のとおり提出がありました。これについて執行部から説明を受けることといたします。

保坂行政経営管理課長 配付させていただきました住民訴訟に関する庁内検討経緯の裏面をごらんいただきたいと思います。

6月2日、足立弁護士顧問契約、ここに「(訴訟人契約を含む)」を加えさせていただきました。

それから、下へ入りまして7月1日、「足立弁護士顧問契約の変更及び訴訟委

任契約)、これをちょっと加えさせていただきました。

質疑 なし

※第120号和解の件並びに第121号和解の件について

質疑

白壁委員 さっきの、読解不明のメモ用紙の整理というのは？

小沢県有林課長 今作成中のごさいますて、でき次第提出させていただきます。

渡辺委員 関弁護士の先日の発言からもわかるとおり、やはり裁判長としては、県が提出した第121号議案及び第120号議案の提案理由の説明に相当不快感を持って発言をされて、裁判所は、そのようなことをした事実は一切、一切というか、ないというような発言をされている以上、やはり私たちは、この提案理由を前提に審議を進めていく中で、中身の問題よりも、提案理由の説明がやはりもう成り立っていないんじゃないかと、やはり思うわけですがけれども、少し休憩を置いて、今、現時点でどのようにお考えになっているか、まずお伺いします。

市川総務部長 提案理由についての御指摘でございます。昨日24日の口頭弁論において、裁判長から「裁判所は和解の手続をしていない」という発言がございました。それにつきましては、裁判所は、和解勧告という意味での和解の試みまではしていないということ。また、口頭弁論期日後に行われた進行協議は、正式な期日として設定されたものではなく、裁判長が出席していないので、裁判所によるものではないという趣旨と理解してございます。

その上で、事実関係を申し上げれば、口頭弁論期日の際に、裁判長から「この後、別室で今後の進行について協議する。私は別件で出席できないので、右陪席裁判官と左陪席裁判官の2名に担当させる」との御発言がございました。

実際、訴訟代理人ですけれども、同期日の後、別室において、両裁判官から、まず被告訴訟代理人に対しまして和解の意向や和解条項案に関する確認があり、被告が退席した後、今度は原告に対して和解の意向や和解条項に関する確認がございました。

このように、実際に裁判官の関与のもとで、具体的な和解に向けたやりとりがなされているところのごさいますて、裁判所からの和解の試みということにつきましては、裁判手続において裁判官の関与のもとで和解に向けた協議があったという趣旨のごさいますて、提案理由が事実と異なるということではございません。

渡辺委員 それでは、これをどう県として解釈するのかはともかくとして、裁判長が言っている「裁判所は、この和解に関与していない」ということと、県の解釈した「裁判所が和解には関与している」、真っ向から対立するという理解でよろしいんですか。

市川総務部長 対立が起きているのかどうかというところについては、裁判長の御発言でもありますし、私どもも、今この場でその一つ一つの裁判長のお言葉を取り上げて、ここがおかしいとか、そういうような立場にはないので、そこの大枠ができない状況を、対立ということについては、コメントできないんですが、ただ、いずれにしましても、私どもとしては、そういった事実関係に基づいて、そういう提案理由となつてございます。

渡辺委員 皆さん方がそういうふうに解釈してやられたということ。対立ではないにしても、意見が異なっていることだけは確かだと思いますので、裁判長がこう発言されている以上は、それをもとに、我々に対してこの和解の件の議案の審議をお願いするということは、この提案理由に疑義が生じている以上、やはり不誠実な上げ方なのではないのかなという疑念を抱かざるを得ません。
そもそも、この提案理由に「裁判所から民事訴訟法89条の規定により和解の試みがなされたので、和解することとしたい」と記載するに至った、その根拠は何ですか。こういうふうに捉えた。誰がこれを判断したんですか。

市川総務部長 実際、和解の交渉をしているのは訴訟代理人でございます。こういった和解条項案が私どもの手元に届いて、いよいよ議案として提出するに当たって、私どものほうで、こういった書きぶりではよろしいかということは、議案提出前に訴訟代理人にも確認した上で提出させていただきました。

渡辺委員 これは、訴訟代理人に確認したのみでは済まないと思います。県の立場として議会に対して上程する以上は、もっとしっかり、この提案理由が、まこと誰からも疑念を抱かれることなく、正確なるものであることに責任を持って議会に提案しなきゃならない。訴訟代理人がそう言ったから、それを全て信じてほかのこともせず、訴訟代理人が言ったままにここに書いてきて、実は訴訟代理人は、法廷で口頭弁論における法廷で、裁判長から強い叱責を受けるという事態に陥っているわけですから、その辺の県の提案者としての責任をどのようにお考えになっているんですか。

市川総務部長 午前中の答弁で申し上げたとおり、実際のところ、先ほど冒頭に私が答弁で申し上げた、どの裁判官がこの原告との協議の中にかかわっていたのかというところまでは確認しておらなかったのは事実でございます。ただ、私ども訴訟追行に当たっては、訴訟代理人に委任をしております。また、当然のことながら私どもと違いまして、法曹の資格を持った弁護士でございますので、手続上のところは、特に弁護士である訴訟代理人に対して信頼を置いた上で事務を行っているというのが事実でございます。
その上で、今、委員御指摘のような、きのうのやりとりが明らかになったので、私どもとしても速やかに確認した結果、そういった事実関係のもとに御了解しているのであれば、そこは提案理由説明を修正する必要もなく、正しいものだというふうにわかって、考えたものですから、今このように御説明をしているところでございます。

渡辺委員 済みませんが、この提案理由が正しいとは、この裁判長の発言から見て、到底思えません。この「裁判所から」という定義についても、普通にこの文書を読めば、3人の裁判官の合議によって進められているんだなと捉えてしまいます。そこが、右陪席と左陪席が言ったから正しいんだと言われても、それは私たちにはわかりません。その部分は、やはりこういった新聞報道等もされて、

裁判長から叱責を受けて、しかも私の聞くところによると、きのう足立弁護士も、右陪席と左陪席に話をしたから、その法廷において不服を言ったそうですね。そうしたら裁判長のほうから「私は出席していない」と、正式なものではないというさらに強い叱責を受けたそうですね。そのような弁護士の先生、代理人の方には信頼関係が崩れるほどだと思えるんですけども、いかにお考えになるでしょうか。

市川総務部長 私どもも、この間、委任契約をさせていただいて以降、足立弁護士との間では、この件に限らず何度かやりとりさせていただいております。私どもとしては、非常に法律に関する知識も豊富でございまして、連絡に当たっても速やかに確実に行っていただいておりますので、引き続き信頼して、この足立弁護士に訴訟委任を続けていただきたいと思いますと考えてございます。

猪股委員 住民監査の請求、その代理人、きのうこのことについて質問させていただいたんですけど、「議会」と「庁内」の間違いがあったということで、私は、総務部長に質問させていただいたんですよ。その答えは、足立弁護士がここに参考人で来られたときに言われたことが、「議会」というところが「庁内」ということを言われました。

私は、参考人からそれを聞きたくて言ったわけではなく、総務部長に聞きたくて言ったんです。その辺、まだ答弁をもらっていないんですけど、部長、どうですか。

市川総務部長 発言の機会をありがとうございます。おっしゃるとおりです。私もその御質問を受けて、その後、参考人として控えていた足立弁護士を通じて、原告訴訟代理人側に確認をとったところでございます。私ども、直接原告とアクセスしているのではなくて、あくまで足立弁護士を通じてやっているものですから、それで足立弁護士に御確認していただきました。

そういう御指摘があったことを足立弁護士にお伝えしまして、確認していただいて、その後すぐ参考人の発言機会だったものですから、その際に御答弁させていただきました。

改めまして、私のほうから申し上げますと、あそこの「議会」というような文言につきましては、訴訟代理人を通じて、原告側訴訟代理人に確認したところ、「県庁内」の誤りであるということでございました。

猪股委員 足立弁護士がここで言われたことは、先ほど部長が言われたとおり、それは相談するのが当たり前かもわからないですよ。弁護士に相談することは、執行部としては当たり前のことなんですけど、足立弁護士が、筆を滑らせてこの文言を間違えたということをごをここで言っているんですよ。それで、このまま通るのかどうなのかということを知りたいんです。本来であれば、ここで、例えば部長がこういう答弁をきのうの時点でやってもいいと、私は思うんです。ただ、参考人が弁護士という立場でそれを言ったからって、これが消えるもんじやないという解釈なんです。この意見書について、どのように、今の私が言ったことで何かやり方というかね、今後の方針転換するんだったら、またそれを答えていただきたいと思います。

市川総務部長 私どもも、原告のほうから議長宛てに出された文書でございます。私どもとしては精いっぱい、その私どもの和解案との違いについて相違がないかという観点で確認させていただいたところでございます。

本来ならば、もう少し早い段階で、今の委員の御指摘に対しては御答弁する

べきだったのかもしれませんが、済みません、昨日は少なくとも委員会がなかったのので、答弁がおくれたことについては申しわけなく思っています。

猪股委員 これは、議会に対して少し軽視されていると捉えられるんですよ。執行部を困らせて質問しているわけじゃないですからね。我々も、理解ができないことを、納得がいかないことを質問として出させていただいていますからね。くれぐれも、今後十分気を使っていただいて答弁いただきたい。よろしくお願いします。

向山委員 済みません、今のやりとりは、足立先生と全部電話でやられましたか？

市川総務部長 電話でございます。

向山委員 先ほどの裁判所のときもそうなんですけども、やっぱり足立先生に対して、正直言いまして、議会の中で信頼感はなくなっていると思います。それに対してこの意見書は、渡辺弁護士名で、判もついて正式文書として来ています。正式文書で今新しいものはありますか。

市川総務部長 済みません、議長宛ての文書ですので、私どもは持ってございません。あと、やりとりの電話の話でございますけれども、私もたまたま足立弁護士が原告側の訴訟代理人と電話をしている横にいたという意味なので、この御指摘を直接足立弁護士に伝えたのは、直接私が伝えております。

向山委員 承知しました。その上で、今、現状で、この委員会に対して示されているのは、この令和2年12月22日付になっています意見書のみですよね？県の見解として、弁護士の一番新しい見解として県に示されたのは？正直言って「誤解だ」と法廷に言う訴訟代理人の言うことですので、どこまでそのやりとりを信用していいのかわからないところもありますけれども、この「議会に専門の有識者を含む公正な検証委員会を設置して」というのは確認できたので、今ここにあるのが最新の文書ということは確認できたので、大丈夫です。

皆川委員長 それでいいですよ。

市川総務部長 大丈夫です。

討論 なし

採決

皆川委員長 この際申し上げます。本件につきましては、当初の閉会日であります12月15日に知事から議案の撤回の請求と、これに伴う追加議案が上程され、その後、本特別委員会に付託されたものであります。当日は閉会日であり、議案を審査する時間がないことから、本会議を10日間会期延長し、本日を含め5日間集中して審議を行い、このうち2日間は参考人を招致し、御意見を伺うとともに、現地調査も行うなど、精力的に付託案件の審査を行ってきたところであります。

しかしながら、調査検証すべき事項が多岐にわたるとともに、執行部の説明を聞いても、なかなか疑義が晴れないこと、参考人についても引き続き出席を求めていく必要があること、本件を議決し、和解することは判決と同様の効果

が生じてしまう重大な意味を持つことなどを踏まえ、今後さらなる調査を行う必要があることから、今定例会中に審査を終了することは大変困難であると考えております。

つきましては、本件を閉会中も継続して審査することについてお諮りしたいと思っております。

各委員に申し上げます。地方自治法第109条第8項の規定により、本委員会が閉会中継続して審査を要する事件は、お手元にあるとおりにすることに賛成の委員の起立を求めます。

(「委員長、意見は言えないんですか」の声あり)

皆川委員長 意見というか起立で。

(「いや、その前に」の声あり)

浅川委員 私はこの段階で、和解案をのんでいきたいと思っております。提案です。

向山委員 ここまで会期延長という中で、さまざまな資料提供もいただきまして本当に県当局も御協力いただきまして、ありがとうございます。

かなりいろんな議論が深まってきたところだと思います。その上で、新しい問題点も出てきているところだと認識をしております。先ほどの裁判所の、本当であれば裁判長の「事実ではない」というような部分については、正式に確認をして、裁判所の認識が間違っているのであれば、県と県議会、双方連名で厳重に裁判所に抗議をするべきだと思いますし、これを確認するためにも裁判資料を取り寄せて、なおかつ足立弁護士がどういった形で、どういった意味で県にその説明をしたのか、それによって間違った説明になってしまったのであれば重大な責任があると考えます。

足立弁護士を呼んでの参考人招致とあわせて、今回参考人としてお願いをさせていただいた澤野鑑定士と藤田弁護士は、機会があれば出席の意向があると聞いておりますので、参考人として意見を聞くべきだと考えます。

あわせて、ここはあくまで私的な提案をさせていただきますけれども、不動産鑑定士の方々からも御意見を頂戴いたしまして、不動産鑑定士の方々は、不動産の開発前の素地価格か現況かは、不動産鑑定士が決定をするということですが、今行っている鑑定評価は、全て利害関係人によるものです。富士急行及び山梨県が行っているものしかありません。私としては、この山梨県議会として不動産鑑定を依頼して、なおかつ、その不動産鑑定に基づいて和解案審議を進めるべきと考えます。ここから先もさらなる個人的な私案でもございますが、和解案については、地方自治法上の96条で議会の議決が必要になっております。であれば、この和解案についても、山梨県議会として、この委員会を含めて、県議会として和解案を県当局に提示をして、また原告と協議をしてもらうことも一つ、この継続審査の中の大きな主題として捉えていただければなと思っております。

最後に、知事がおっしゃっていましたが、「地方自治法のあるべき姿を踏まえれば、外部に任せることなく、県みずからが県議会とともに主体的に対応を検討し、改めるべきところを改め、県民にしっかりと説明していくことは重要であると考えます」というふうにおっしゃっています。長崎知事の大きな決断と英断があったと、この部分には真摯にしっかりと県も、また県議会も対応していかなければならないと思っておりますので、知事の意向にしっかりと沿って県議会が審議を尽くすことをお願いして、継続審査に賛成いたします。

土橋副委員長 和解案の件、第120号議案、第121号議案でやっているわけなんですけど、先ほど総務部長の見解も、新聞との違いの見解も聞いたけど、和解案が今議会で承認されないということであれば、この検証委員会は終了するんじゃないかなと思いますけど。

皆川委員長 それは続きます。付議事件がほかにありますから。県有地全体だから。

土橋副委員長 和解案じゃなくて、県有地の今後のあり方についての委員会は継続してもいいと思いますけど、和解案としての委員会は、和解案が取り下げられるということであれば、できなくなるんじゃないかなと思うけど、その辺のところはどうでしょうか。

皆川委員長 取り下げということは、まだ誰も言っていません。

土橋副委員長 要するに原告が今議会で…。

皆川委員長 それは仮定の話でしょう。

白壁委員 いやいや、そうじゃなくて。

皆川委員長 取り下げている？

白壁委員 総務部長が言っているじゃん。これで、ちょっと休憩して。

皆川委員長 ちょっと待って、取り下げなんて言っていないよね。

白壁委員 休憩して、休憩。

皆川委員長 着席のまま、暫時休憩します。

(休憩)

皆川委員長 再開します。

つきましては、さっき言いましたように、閉会中継続審査することについてお諮りしたいと思います。

起立採決をしたいと思います。地方自治法第109条8項の規定により…。

(「ちょっと動議」の声あり)

白壁委員 この際、動議を提出いたします。

今いろいろ話がありました。ここで今、浅川委員からもありました、和解案をお願いしたい。もう一つは、向山委員から継続の発言が出ました。さっきからの総務部長の御答弁をいただくと、ここで継続をするということは、白紙に戻す。白紙に戻すということは、どういう意味かということ、第120号議案と第121号議案は取り下げるという意味だと思います。ということは、ここで白紙に戻すんですから、これは生きているということじゃないんです。そうなっていくと、さまざまな人たちに問題をかけると。

それよりも私の考え方は、会期を延長して、さらに協議をして審議を続ける

ことによって、この関係が生きてくるし、そこでもしかすると原告がおろすかもしれない。それは相手の、原告側の勝手なことであって、今の形ですと議会在なくしたことになるので、その点も含めていくと、会期の延長をかけるほうが、再々延長をかけるほうがベストだと思います。

ということで、これを上程させていただきたいと。皆さんにお諮りしてください。3つあるということです。

皆川委員長 暫時休憩いたします。

皆川委員長 それでは、再開いたします。

白壁委員 休憩中にさまざま、皆さんと色々な意見を交わさせていただいて、私も継続の方向で考えたいと思います。

皆川委員長 つきましては、本件閉会中も継続して審査することをお諮りしたいと思います。

地方自治法第109条8項の規定により、本委員会が閉会中継続して審査を要する件について、賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

皆川委員長 起立多数であります。よって、本件は継続審査すべきものと決定されました。

※参考人招致等について

皆川委員長 重ねてお諮りいたします。今後の本委員会の審査予定についてであります。本件に関する審査日程等につきましては、委員長に委任いただいているところであります。ついては、1月中旬に参考人招致等を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 御異議なしと認めます。よって、本件はお諮りしたとおり決定いたしました。そこで、参考人について何か御意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

渡辺委員 先ほど向山委員も言いましたけども、澤野鑑定士、藤田弁護士、もう一回、今の提案理由の説明等もありますので、足立弁護士にも来ていただきたいと、私は思います。

向山委員 一度お願いしているんですけども、日本不動産鑑定研究所。県の今回の主張が間違った、これまで間違っていた大きな要因が日本不動産鑑定研究所による

ものが大きく、重大な責任があると思いますので、ぜひ説明責任を果たしていただくように、出席をお願いしたいと思います。

皆川委員長 各委員からさまざまな関係者に参考人として出席願いたい旨の申し出がありました。その人選については、委員長に御一任願いたいと思いたいと思いますけど、いいですか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 御異議がありません。それでは、今後の参考人については、委員長において調整を進めたいと思います。

今のところ、澤野法律不動産鑑定事務所、足立格弁護士、日本不動産研究所、藤田弁護士等に意見を伺うということにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 御異議なしと認めます。よって、参考人の出席要求はお諮りしたとおり決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。ただいま決定されました参考人の招致の日時の決定は、委員長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 御異議なしと認めます。よって、参考人招致の日時は、お諮りしたとおり決定いたしました。

それでは、参考人の招致について、速やかに議長に申し出ることといたします。

以上で議案の審査を終了いたします。

次に、中間報告についてであります。

浅川委員 休憩中にも言ったけど、和解案に2人は賛成したということ、どこかに記載しておいてください。

皆川委員長 わかりました。

向山委員 先ほど言わせていただいたんですけど、議会としての不動産鑑定もぜひ御検討をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

皆川委員長 それは後で調整させてください。

※中間報告について

皆川委員長 次に、中間報告についてであります。

委員各位には、12月9日以降、本日までの間に、現地調査を含め7日間にわたり集中的に御審議をいただいたところであります。委員長としては、二元代表制の一翼を担う議会として、これまでの審議の内容を広く県民に周知する必要があり、本会議で中間報告すべきものと考えます。つきましては、本委員会が審査した事件に関する中間報告の作成並びに委員長報告については、これを委員長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

皆川委員長 御異議なしと認めます。よって、中間報告の作成並びに委員長報告については、お諮りしたとおり決定されました。

以 上

県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員長 皆川 巖